

原 発 本 第 95 号

2022年10月12日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

## 記

### 1. 変更の内容

昭和58年7月6日付けの58資庁第10017号で認可を受け、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年1月30日付けの59資庁第17525号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16340号、平成元年3月31日付けの元資庁第3507号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成3年5月13日付けの3資庁第3840号、平成5年2月2日付けの4資庁第14734号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成7年5月19日付けの7資庁第4157号、平成8年5月22日付けの8資庁第3207号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第10号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第9号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第21号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第7号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第3号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第26号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第8号、平成15年5月15日付けの平成15・04・22原第5号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第26号、平成16年9月1日付けの平成16・07・20原第6号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第25号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第14号、平成19年5月18日付けの平成19・05・08原第7号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第26号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第19号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第59号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第5号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第11号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第11号、平成21年9月11日付けの平成21・08・03原第6号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第8号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第8号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第40号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第11号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第24号、平成24年3月7日付けの平成24・02・16原第11号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第5号、平成24年9月6日付けの20120717原第31号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212002号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306172号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406093号、平成27年5月27日付けの原規規発第1505273号、平成27年8月5日付けの原規規発第15080516号、平成27年11月18日付けの原規規発第1511185号及び平成28年3月24日付けの原規規発第16032421号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702089号、平成29年8月25日付けの原規規発第1708251号、平成30年1月10日付け原規規発第1801101号、平成30年6月26日付け原規規発第1806266号、平成30年12月17日付け原規規発第18121710号、平成31年2月13日付け原規規発第1902135号、令和元年7月5日付け原規規発第1907054号、令和2年3月25日付け原規規発第2003251号、令和2年3月30日付け原規規発第20033014号、令和2年9月

17日付け原規規発第2009176号、令和2年10月23日付け原規規発第2010231号、令和3年7月1日付け原規規発第2107011号、令和3年10月27日付け原規規発第2110278号及び令和4年8月8日付け原規規発第2208085号で変更認可を受けた川内原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

## 2. 変更の理由

### (1) 1号炉及び2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

1号炉は令和6年7月4日に、また、2号炉は令和7年11月28日に、運転を開始した日以後40年を経過することから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条及び保安規定第118条の6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に基づき、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施した。この評価結果に基づき、長期施設管理方針を策定したことから、関連する条文の変更を行う。

- ・第118条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針
- ・添付6 長期施設管理方針

### (2) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い附則の変更を行う。

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

なお、第118条の6に定める1号炉の長期施設管理方針については、令和6年7月4日より適用することとし、それ以前は従前の例による。また、2号炉の長期施設管理方針については、令和7年11月28日より適用することとし、それ以前は従前の例による。

以 上

川内原子力発電所原子炉施設保安規定  
変更前後比較表

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第118条の6 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>※1</sup>並びに重大事故等対処設備<sup>※2</sup>(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※3</sup></p> <p>2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、運転期間延長認可申請<sup>※4</sup>をする場合において、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>5 1号炉及び2号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：「重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器・構造物のすべてをいう。</p> <p>※3：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※4：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第118条の6 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>※1</sup>並びに重大事故等対処設備<sup>※2</sup>(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉ごと、運転期間延長認可申請<sup>※3</sup>をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※4</sup></p> <p>2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項又は第2項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項又は第2項において策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>4 1号炉及び2号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：「重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器・構造物のすべてをいう。</p> <p>※3：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※5：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、2022年8月17日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 ―モード1、2、3及び4以外―）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、<u>所要の電力供給が可能</u>な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 <u>緊急時対策棟（指槽所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策機能の移行に伴う変更に係る規定</u>については、<u>緊急時対策棟（指槽所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策機能の移行に係る使用手順</u>を終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 ―モード1、2、3及び4以外―）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、<u>所要の電力供給が可能</u>な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第118条の6に定める「1号炉の長期施設管理方針」については、令和6年7月4日より適用することとし、それ以前は従前の例による。また、「2号炉の長期施設管理方針」については、令和7年11月28日より適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉及び2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</li> <li>・記載の適用化（適用済のため、変更前の第3項を削除）</li> <li>・1号炉は令和59年7月4日より運転を開始し、令和6年7月4日に運転開始から40年を経過する。 2号炉は令和60年11月28日より運転を開始し、令和7年11月28日に運転開始から40年を経過する。 長期施設管理方針は、40年を経過した日を始期として、その後20年間を適用期間とする。</li> </ul>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt; [添付6 長期施設管理方針 (118条の2関連)]          (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)          第118条の6 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>1</sup>並びに重大事故等対処設備<sup>1.2</sup>(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。          (1) 経年劣化に関する技術的な評価          (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>3</sup>          2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、運転期間延長認可申請<sup>4</sup>をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)、(2)の事項を実施する。          3 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可<sup>5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。          4 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。          5 1号炉及び2号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。          ※2：「重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器・構造物のすべてをいう。          ※3：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。          ※4：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。          ※5：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>



川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
	<p>＜附則第3項 従前の例＞[添付6 長期施設管理方針（118条の2関連）]</p> <p>(1) 1号炉 長期施設管理方針（始期：平成26年7月4日、適用期間：10年間）</p> <table border="1" data-bbox="327 398 1315 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1137 352 1178">No.</th> <th data-bbox="327 568 352 1137">施設管理の項目</th> <th data-bbox="327 398 352 568">実施時期<sup>1)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1137 416 1178">1</td> <td data-bbox="352 568 762 1137"> <p>原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中継子照射施設化については、精度向上が図られた脆化試験に基づく評価を実施する。</p> <p>1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、美過渡回数に基づき疲労評価を実施する。</p> <p>* : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）                      余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む））                      再生熱交換器（管板）                      余熱除去冷却器（管板）                      蒸気発生器（管板及び給水入口管台）                      原子炉容器                      （入口管台、出口管台、ふた管台、空事故管台、炉内計装筒、上部                      板、上部胴フランジ、下部胴・トランジションリング・下部鏡                      板接続部、炉心支持金物、スタッドボルト）                      加圧器本体（スプレイライ用管台、サージ用管台）                      加圧器去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（管板）                      主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手）                      余熱除去系統配管（母管）</p> </td> <td data-bbox="352 398 416 568"> <p>実施時期<sup>1)</sup></p> <p>中長期</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 1137 1129 1178">2</td> <td data-bbox="762 568 1129 1137"> <p>1 次冷却材系統配管（母管）                      主給水系統配管（母管）                      1 次冷却材管（母管及び管台）                      余熱除去系統仕切弁（弁箱）                      化学体積制御系統玉形弁（弁箱）                      安全注入系統スイング逆止弁（弁箱）                      化学体積制御系統リフト逆止弁（弁箱）                      炉内構造物（炉心支持構造物）                      高圧タービン（内部車室）                      低圧タービン（内部車室）                      タービン駆動補助給水ポンプタービン                      （ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム）                      加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）                      制御棒クラスタ駆動装置                      （圧力ハウジング（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング））</p> </td> <td data-bbox="762 398 1129 568"> <p>中長期</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1137 1315 1178">3</td> <td data-bbox="1129 568 1315 1137"> <p>肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>* : 主給水系統配管                      補助蒸気系統配管</p> </td> <td data-bbox="1129 398 1315 568"> <p>中長期                      （開始は短期）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>1)</sup>	1	<p>原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中継子照射施設化については、精度向上が図られた脆化試験に基づく評価を実施する。</p> <p>1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、美過渡回数に基づき疲労評価を実施する。</p> <p>* : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）                      余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む））                      再生熱交換器（管板）                      余熱除去冷却器（管板）                      蒸気発生器（管板及び給水入口管台）                      原子炉容器                      （入口管台、出口管台、ふた管台、空事故管台、炉内計装筒、上部                      板、上部胴フランジ、下部胴・トランジションリング・下部鏡                      板接続部、炉心支持金物、スタッドボルト）                      加圧器本体（スプレイライ用管台、サージ用管台）                      加圧器去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（管板）                      主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手）                      余熱除去系統配管（母管）</p>	<p>実施時期<sup>1)</sup></p> <p>中長期</p>	2	<p>1 次冷却材系統配管（母管）                      主給水系統配管（母管）                      1 次冷却材管（母管及び管台）                      余熱除去系統仕切弁（弁箱）                      化学体積制御系統玉形弁（弁箱）                      安全注入系統スイング逆止弁（弁箱）                      化学体積制御系統リフト逆止弁（弁箱）                      炉内構造物（炉心支持構造物）                      高圧タービン（内部車室）                      低圧タービン（内部車室）                      タービン駆動補助給水ポンプタービン                      （ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム）                      加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）                      制御棒クラスタ駆動装置                      （圧力ハウジング（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング））</p>	<p>中長期</p>	3	<p>肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>* : 主給水系統配管                      補助蒸気系統配管</p>	<p>中長期                      （開始は短期）</p>	<p>・1号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>1)</sup>												
1	<p>原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中継子照射施設化については、精度向上が図られた脆化試験に基づく評価を実施する。</p> <p>1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、美過渡回数に基づき疲労評価を実施する。</p> <p>* : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）                      余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む））                      再生熱交換器（管板）                      余熱除去冷却器（管板）                      蒸気発生器（管板及び給水入口管台）                      原子炉容器                      （入口管台、出口管台、ふた管台、空事故管台、炉内計装筒、上部                      板、上部胴フランジ、下部胴・トランジションリング・下部鏡                      板接続部、炉心支持金物、スタッドボルト）                      加圧器本体（スプレイライ用管台、サージ用管台）                      加圧器去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（管板）                      主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手）                      余熱除去系統配管（母管）</p>	<p>実施時期<sup>1)</sup></p> <p>中長期</p>												
2	<p>1 次冷却材系統配管（母管）                      主給水系統配管（母管）                      1 次冷却材管（母管及び管台）                      余熱除去系統仕切弁（弁箱）                      化学体積制御系統玉形弁（弁箱）                      安全注入系統スイング逆止弁（弁箱）                      化学体積制御系統リフト逆止弁（弁箱）                      炉内構造物（炉心支持構造物）                      高圧タービン（内部車室）                      低圧タービン（内部車室）                      タービン駆動補助給水ポンプタービン                      （ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム）                      加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）                      制御棒クラスタ駆動装置                      （圧力ハウジング（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング））</p>	<p>中長期</p>												
3	<p>肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>* : 主給水系統配管                      補助蒸気系統配管</p>	<p>中長期                      （開始は短期）</p>												



# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>＜附則第3項 従前の例＞[添付6 長期施設管理方針（118条の2関連）]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">No.</th> <th style="width: 75%; text-align: center;">施設管理の項目</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">実施時期※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>                     基準地震動S s-2に対する評価※1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。                      ※1：弾性設計用地震動S d-2に対する評価も含む。                      ※2：基準地震動S s-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S s-2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。                 </td> <td style="text-align: center;">短期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、平成26年7月4日からの5年間、中長期とは、平成26年7月4日からの10年間をいう。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期※1	4	基準地震動S s-2に対する評価※1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。 ※1：弾性設計用地震動S d-2に対する評価も含む。 ※2：基準地震動S s-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S s-2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉の原子炉施設の終年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</li> </ul>
No.	施設管理の項目	実施時期※1						
4	基準地震動S s-2に対する評価※1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。 ※1：弾性設計用地震動S d-2に対する評価も含む。 ※2：基準地震動S s-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S s-2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期						

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>
<p>＜附則第3項 従前の例＞[添付6 長期施設管理方針（118条の2関連）]</p> <p>(2) 2号炉 長期施設管理方針（始期：平成27年11月28日、適用期間：10年間）</p>		
<p>Na</p>	<p style="text-align: center;">施設管理の項目</p>	<p style="text-align: center;">実施時期</p>
<p>1</p>	<p>原子炉容器の胴部（炉心防護部）の中継子照身施設化については、精度向上が図られた施設化予備試に基づく評価を実施する。</p> <p>1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、美過渡回数に基づき被劣評価を実施する。</p> <p>* : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）                  余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む））                  再生熱交換器（管板）                  余熱除去冷却器（管板）                  蒸気発生器（管板及び給水入口管台）                  原子炉容器                  （入口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部板接続部、炉心支持金物、スタッドボルト）                  加圧器本体（スプレインライ用管台、サージ用管台）                  余熱除去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（端板）                  主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手）                  余熱除去蒸気配管（母管）                  1 次冷却材系統配管（母管）                  主給水系統配管（母管）                  1 次冷却材管（母管及びび管台）                  余熱除去系統仕切弁（弁箱）                  化学体積制御系統玉形弁（弁箱）                  安全注入系統スイング逆止弁（弁箱）                  化学体積制御系統リフト逆止弁（弁箱）                  炉内構造物（炉心支持構造物）                  高圧タービン（内部車室）                  低圧タービン（内部車室）                  タービン補助給水ポンプタービン                  （ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム）                  加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）                  制御棒クランスタ駆動装置                  （圧力ハウジング（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング））</p>	<p>中長期</p>
<p>2</p>	<p>肉厚計測による実測データに基づき耐震安全評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全評価を実施する。                  なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全評価を実施する。</p> <p>* : タービニングランド蒸気系統配管                  補助蒸気系統配管                  2 次系ドレン系統配管                  蒸気発生器ブローダウン系統配管</p>	<p>中長期                  （開始は短期）</p>
<p>3</p>	<p>肉厚計測による実測データに基づき耐震安全評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全評価を実施する。                  なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全評価を実施する。</p> <p>* : タービニングランド蒸気系統配管                  補助蒸気系統配管                  2 次系ドレン系統配管                  蒸気発生器ブローダウン系統配管</p>	<p>中長期                  （開始は短期）</p>

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>＜附則第3項 従前の例＞[添付6 長期施設管理方針（118条の2関連）]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 75%;">施設管理の項目</th> <th style="width: 20%;">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>基準地震動S<sub>s-2</sub>に対する評価<sup>※1</sup>が必要な全ての機器・終年劣化事象<sup>※2</sup>について、継続して評価を実施する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td> <sup>※1</sup>： 弾性設計用地震動S<sub>d-2</sub>に対する評価も含む。  <sup>※2</sup>： 基準地震動S<sub>s-1</sub>に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S<sub>s-2</sub>に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。                 </td> <td style="text-align: center;">短期</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。</td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、平成27年11月28日からの5年間、中長期とは、平成27年11月28日からの10年間をいう。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>		基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価 <sup>※1</sup> が必要な全ての機器・終年劣化事象 <sup>※2</sup> について、継続して評価を実施する。		4	<sup>※1</sup> ： 弾性設計用地震動S <sub>d-2</sub> に対する評価も含む。 <sup>※2</sup> ： 基準地震動S <sub>s-1</sub> に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	5	蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2号炉の原子炉施設<sup>※</sup>の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</li> </ul>
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>												
	基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価 <sup>※1</sup> が必要な全ての機器・終年劣化事象 <sup>※2</sup> について、継続して評価を実施する。													
4	<sup>※1</sup> ： 弾性設計用地震動S <sub>d-2</sub> に対する評価も含む。 <sup>※2</sup> ： 基準地震動S <sub>s-1</sub> に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期												
5	蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期												

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																					
<p><b>添付6 長期施設管理方針 (118条の2関連)</b>                      (1) 1号炉 長期施設管理方針 (始期：平成26年7月4日、適用期間：10年間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 75%;">施設管理の項目</th> <th style="width: 20%;">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>                     原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射加齢化については、精度向上が図られた加齢化予測に基づき評価を実施する。                      1次冷却材ポンプ(ケーシング)等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づき疲労評価を実施する。                      * : 1次冷却材ポンプ(ケーシング)                      余熱除去ポンプ(ケーシング(ケーシングカバー含む))                      再生熱交換器(管板)                      余熱除去冷却器(管板)                      蒸気発生器(管板及び給水人口管台)                      原子炉容器                      (人口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部ふた、上部側フランジ、下部側・トランジションリング、下部鏡板、極線部、炉心支持金物、スタットボルト)                      加工器本体(スプレイライニング用管台、サージ用管台)                      余熱除去出口配管貫通部(固定式配管貫通部)(端板)                      主蒸気貫通部及び主給水貫通部(伸縮式配管貫通部)(伸縮継手)                      余熱除去系統配管(母管)                      1次冷却材系統配管(母管)                      主給水系統配管(母管)                      1次冷却材管(母管及び管台)                      余熱除去系統圧切弁(弁箱)                      化学体積制御系統圧形弁(弁箱)                      安全注入系統スイング逆止弁(弁箱)                      化学体積制御系統リフト逆止弁(弁箱)                      炉内構造物(炉心支持構造物)                      高圧タービン(内部車室)                      低圧タービン(内部車室)                      タービン駆動補助水ポンプタービン                      (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム)                      加工器サポート(加工器スカート溶接部)                      制御体クラスタ駆動装置                      (注力ハウジング(ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング))                      肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食(流れ加速型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。                      なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。                 </td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>                     * : 主給水系統配管                      補助蒸気系統配管                 </td> <td style="text-align: center;">中長期 (開始は短期)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	1	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射加齢化については、精度向上が図られた加齢化予測に基づき評価を実施する。 1次冷却材ポンプ(ケーシング)等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づき疲労評価を実施する。 * : 1次冷却材ポンプ(ケーシング) 余熱除去ポンプ(ケーシング(ケーシングカバー含む)) 再生熱交換器(管板) 余熱除去冷却器(管板) 蒸気発生器(管板及び給水人口管台) 原子炉容器 (人口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部ふた、上部側フランジ、下部側・トランジションリング、下部鏡板、極線部、炉心支持金物、スタットボルト) 加工器本体(スプレイライニング用管台、サージ用管台) 余熱除去出口配管貫通部(固定式配管貫通部)(端板) 主蒸気貫通部及び主給水貫通部(伸縮式配管貫通部)(伸縮継手) 余熱除去系統配管(母管) 1次冷却材系統配管(母管) 主給水系統配管(母管) 1次冷却材管(母管及び管台) 余熱除去系統圧切弁(弁箱) 化学体積制御系統圧形弁(弁箱) 安全注入系統スイング逆止弁(弁箱) 化学体積制御系統リフト逆止弁(弁箱) 炉内構造物(炉心支持構造物) 高圧タービン(内部車室) 低圧タービン(内部車室) タービン駆動補助水ポンプタービン (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム) 加工器サポート(加工器スカート溶接部) 制御体クラスタ駆動装置 (注力ハウジング(ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング)) 肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食(流れ加速型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。	中長期	2		中長期	3	* : 主給水系統配管 補助蒸気系統配管	中長期 (開始は短期)	<p><b>添付6 長期施設管理方針 (118条の2関連)</b>                      (1) 1号炉 長期施設管理方針 (始期：令和6年7月4日、適用期間：20年間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 75%;">施設管理の項目</th> <th style="width: 20%;">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>                     原子炉容器胴部(炉心領域部)の中性子照射加齢化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験を実施する。                 </td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>                     原子炉容器等の疲労割れについては、実過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。                 </td> <td style="text-align: center;">長期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、中長期とは、令和6年7月4日からの10年間、長期とは、令和6年7月4日からの20年間をいう。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	1	原子炉容器胴部(炉心領域部)の中性子照射加齢化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験を実施する。	中長期	2	原子炉容器等の疲労割れについては、実過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期	<p>• 1号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																					
1	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射加齢化については、精度向上が図られた加齢化予測に基づき評価を実施する。 1次冷却材ポンプ(ケーシング)等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づき疲労評価を実施する。 * : 1次冷却材ポンプ(ケーシング) 余熱除去ポンプ(ケーシング(ケーシングカバー含む)) 再生熱交換器(管板) 余熱除去冷却器(管板) 蒸気発生器(管板及び給水人口管台) 原子炉容器 (人口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部ふた、上部側フランジ、下部側・トランジションリング、下部鏡板、極線部、炉心支持金物、スタットボルト) 加工器本体(スプレイライニング用管台、サージ用管台) 余熱除去出口配管貫通部(固定式配管貫通部)(端板) 主蒸気貫通部及び主給水貫通部(伸縮式配管貫通部)(伸縮継手) 余熱除去系統配管(母管) 1次冷却材系統配管(母管) 主給水系統配管(母管) 1次冷却材管(母管及び管台) 余熱除去系統圧切弁(弁箱) 化学体積制御系統圧形弁(弁箱) 安全注入系統スイング逆止弁(弁箱) 化学体積制御系統リフト逆止弁(弁箱) 炉内構造物(炉心支持構造物) 高圧タービン(内部車室) 低圧タービン(内部車室) タービン駆動補助水ポンプタービン (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム) 加工器サポート(加工器スカート溶接部) 制御体クラスタ駆動装置 (注力ハウジング(ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング)) 肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食(流れ加速型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。	中長期																					
2		中長期																					
3	* : 主給水系統配管 補助蒸気系統配管	中長期 (開始は短期)																					
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																					
1	原子炉容器胴部(炉心領域部)の中性子照射加齢化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験を実施する。	中長期																					
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期																					

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p><b>添付6 長期施設管理方針 (118条の2関連)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">No.</th> <th style="width: 75%; text-align: center;">施設管理の項目</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>                     基準地震動S<sub>s-2</sub>に対する評価*1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。                      *1：単年設計用地震動S<sub>d-2</sub>に対する評価も含む。                      *2：基準地震動S<sub>s-1</sub>に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S<sub>s-2</sub>に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。                 </td> <td style="text-align: center;">短期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、平成26年7月4日からの5年間、中長期とは、平成26年7月4日からの10年間をいう。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	4	基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価*1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。 *1：単年設計用地震動S <sub>d-2</sub> に対する評価も含む。 *2：基準地震動S <sub>s-1</sub> に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	<p>添付6 長期施設管理方針 (118条の2関連)</p> <p style="margin-top: 100px;">(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉の原子炉施設<sup>終年劣化</sup>に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</li> </ul>
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>						
4	基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価*1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。 *1：単年設計用地震動S <sub>d-2</sub> に対する評価も含む。 *2：基準地震動S <sub>s-1</sub> に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基準地震動S <sub>s-2</sub> に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期						

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																	
<p><b>添付6 長期施設管理方針（118条の2関連）</b>                      (2) 2号炉 長期施設管理方針（始期：平成27年11月28日、適用期間：10年間）</p>	<p><b>添付6 長期施設管理方針（118条の2関連）</b>                      (2) 2号炉 長期施設管理方針（始期：令和7年11月28日、適用期間：20年間）</p>	<p>• 2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">№</th> <th style="width: 65%;">施設管理の項目</th> <th style="width: 30%;">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>                     原子炉容器の胴部（炉心筒胴部）の中性子照射施設化については、精度向上が図られた施化子機に基づく評価を実施する。                      1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。                      * : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）                      余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む））                      再生熱交換器（管板）                      余熱除去冷却器（管板）                      蒸気発生器（管板及び給水人口管台）                      原子炉容器                      1 次口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジヨング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタットホルト）                      加圧器本体（スプレイライニング管台、サージ用管台）                      余熱除去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（端板）                      主蒸気貫通部及び主給水貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手）                      余熱除去系配管（母管）                      1 次冷却材系配管（母管）                      主給水系配管（母管）                      1 次冷却材管（母管及び管台）                      余熱除去系配管（弁箱）                      化学体積制御系配管（弁箱）                      安全注入系配管（弁箱）                      化学体積制御系配管（弁箱）                      炉内構造物（炉心支持構造物）                      高圧タービン（内部車室）                      低圧タービン（内部車室）                      タービン駆動給水ポンプ（タービンケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム）                      加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）                      制御棒クラスター駆動装置                      （注）1 次冷却材ポンプ（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング）                 </td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>                     肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。                      なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。                      * : タービングラウンド蒸気系配管                      補助蒸気系配管                      2 次系ドレン系配管                      蒸気発生器ブロアダウン系配管                 </td> <td style="text-align: center;">中長期 (開始は短期)</td> </tr> </tbody> </table>	№	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	1	原子炉容器の胴部（炉心筒胴部）の中性子照射施設化については、精度向上が図られた施化子機に基づく評価を実施する。 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。 * : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング） 余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む）） 再生熱交換器（管板） 余熱除去冷却器（管板） 蒸気発生器（管板及び給水人口管台） 原子炉容器 1 次口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジヨング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタットホルト） 加圧器本体（スプレイライニング管台、サージ用管台） 余熱除去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（端板） 主蒸気貫通部及び主給水貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手） 余熱除去系配管（母管） 1 次冷却材系配管（母管） 主給水系配管（母管） 1 次冷却材管（母管及び管台） 余熱除去系配管（弁箱） 化学体積制御系配管（弁箱） 安全注入系配管（弁箱） 化学体積制御系配管（弁箱） 炉内構造物（炉心支持構造物） 高圧タービン（内部車室） 低圧タービン（内部車室） タービン駆動給水ポンプ（タービンケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム） 加圧器サポート（加圧器スカート溶接部） 制御棒クラスター駆動装置 （注）1 次冷却材ポンプ（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング）	中長期	2	肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。 * : タービングラウンド蒸気系配管 補助蒸気系配管 2 次系ドレン系配管 蒸気発生器ブロアダウン系配管	中長期 (開始は短期)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">№</th> <th style="width: 65%;">施設管理の項目</th> <th style="width: 30%;">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>                     原子炉容器胴部（炉心筒胴部）の中性子照射施設化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。                 </td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>                     原子炉容器等の疲労割れについては、実過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。                 </td> <td style="text-align: center;">長期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、中長期とは、令和7年11月28日からの10年間、長期とは、令和7年11月28日からの20年間をいう。</p>	№	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	1	原子炉容器胴部（炉心筒胴部）の中性子照射施設化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。	中長期	2	原子炉容器等の疲労割れについては、実過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期
№	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																	
1	原子炉容器の胴部（炉心筒胴部）の中性子照射施設化については、精度向上が図られた施化子機に基づく評価を実施する。 1 次冷却材ポンプ（ケーシング）等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。 * : 1 次冷却材ポンプ（ケーシング） 余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバー含む）） 再生熱交換器（管板） 余熱除去冷却器（管板） 蒸気発生器（管板及び給水人口管台） 原子炉容器 1 次口管台、出口管台、ふた管台、空気放管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジヨング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタットホルト） 加圧器本体（スプレイライニング管台、サージ用管台） 余熱除去出口配管貫通部（固定式配管貫通部）（端板） 主蒸気貫通部及び主給水貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手） 余熱除去系配管（母管） 1 次冷却材系配管（母管） 主給水系配管（母管） 1 次冷却材管（母管及び管台） 余熱除去系配管（弁箱） 化学体積制御系配管（弁箱） 安全注入系配管（弁箱） 化学体積制御系配管（弁箱） 炉内構造物（炉心支持構造物） 高圧タービン（内部車室） 低圧タービン（内部車室） タービン駆動給水ポンプ（タービンケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム） 加圧器サポート（加圧器スカート溶接部） 制御棒クラスター駆動装置 （注）1 次冷却材ポンプ（ラッチハウジング及び駆動軸ハウジング）	中長期																	
2	肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。 * : タービングラウンド蒸気系配管 補助蒸気系配管 2 次系ドレン系配管 蒸気発生器ブロアダウン系配管	中長期 (開始は短期)																	
№	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																	
1	原子炉容器胴部（炉心筒胴部）の中性子照射施設化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。	中長期																	
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期																	

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

	変 更 前	変 更 後	備 考						
添付6	<p><b>長期施設管理方針 (118条の2関連)</b></p> <p style="text-align: center;">施設管理の項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 85%;">実施時期*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">短期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">中長期</td> </tr> </tbody> </table> <p>                     基連地震動S<sub>s-2</sub>に対する評価*1が必要な全ての機器・終年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。                      *1：単機設計用地震動S<sub>d-2</sub>に対する評価も含む。                      *2：基連地震動S<sub>s-1</sub>に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・終年劣化事象については、基連地震動S<sub>s-2</sub>に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。                      蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。                 </p>	No.	実施時期*	4	短期	5	中長期	<p>添付6 長期施設管理方針 (118条の2関連)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>・2号炉の原子炉施設の終年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定</p>
No.	実施時期*								
4	短期								
5	中長期								
	<p>※1：実施時期における、短期とは、平成27年11月28日からの5年間、中長期とは、平成27年11月28日からの10年間をいう。</p>								



## 添付資料

1. 川内原子力発電所 1号炉 高経年化技術評価書
2. 川内原子力発電所 2号炉 高経年化技術評価書

# 川内原子力発電所 1 号炉

## 高経年化技術評価書

(本資料については、川内原子力発電所 1 号炉における運転期間延長認可申請書の添付「劣化状況評価書」と同様であることから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 9 2 条第 2 項ただし書きに基づき、本申請書への評価書の添付を省略する。)

# 川内原子力発電所 2 号炉

## 高経年化技術評価書

(本資料については、川内原子力発電所 2 号炉における運転期間延長認可申請書の添付「劣化状況評価書」と同様であることから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 9 2 条第 2 項ただし書きに基づき、本申請書への評価書の添付を省略する。)